

報告事項2 みなとみらい21中央地区52街区地区における 都市再生特別措置法に基づく都市計画提案について

1 提案者等

提案の受理日	令和5年3月1日
提案者	DKみなとみらい52街区特定目的会社、株式会社光優

2 提案内容

(1) 都市計画の種類及び名称等

都市計画の種類 及び名称	横浜国際港都建設計画 都市再生特別地区 (みなとみらい21中央地区52街区地区)
位置	西区みなとみらい五丁目及びみなとみらい六丁目地内
面積	約1.6 ha

(2) 主な提案内容

都市再生特別地区にみなとみらい21中央地区52街区地区を追加し、次の事項等を定める。 <ul style="list-style-type: none">・建築物の容積率の最高限度を880%と定める。・地区を5つの区域に分け、建築物の高さの最高限度をそれぞれ180m、40m、16m、10m及び5mと定める。・壁面の位置の制限を定める。
--

3 提案者が行う都市再生事業における建築物等の計画概要

敷地面積：約11,820㎡	延床面積：約113,400㎡
容積対象床面積：約103,400㎡	計画容積率：880%
建築物の高さ：約180m	階数：地上29階／地下2階
主要用途：事務所、店舗、美術館、地域冷暖房施設	

4 横浜市都市再生評価委員会による評価の概要

本提案は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の趣旨を踏まえ、将来にわたり輝き続け、魅力あふれた世界都市の顔としての都心臨海部を形成するため、「世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心」の実現に向けた施策に取り組むものです。 「横浜都心・臨海地域」のまちづくりを積極的に推進するためにも、都市再生特別地区の変更を行う必要があると判断します。

5 これまでの経緯と今後の手続について

令和5年3月1日	都市計画提案書受理
令和5年3月6日	横浜市都市再生評価委員会
令和5年3月22日～4月19日	都市計画市素案説明会
令和5年5月10日	公聴会（公述申出がなかったため中止）
（未定）	法定縦覧
（未定）	都市計画審議会
（原則、提案から6箇月以内）	都市計画変更の告示